監督指導において
違法な長時間労働を認めた事例

厚生労働省では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。
茨城労働局内の労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

事例１（印刷業）

事業の形態

印刷業の事業場（労働者約10人）

臨検監督で把握した事実

- 時間外・休日労働時間数を確認したところ、３６協定届の１か月当たりの上限を超え、単月で100時間以上、複数月平均で80時間を超えている者がいた。また、３６協定※で定めた上限時間を超えていた。

 ※「３６協定」とは、労働基準法第３６条に定められている事業主が労働者に法定労働時間を超える時間外労働や休日労働をさせる場合に、事業主と事業場の労働者代表との間で締結する協定をいいます。

労働基準監督署の指導

- ３６協定で定めた１か月当たりの上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- 1か月の時間外労働・休日労働が合計100時間以上となっていること、時間外労働・休日労働の合計として2ないし6か月の平均が1か月あたり80時間を超えていることについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）

是正の取組

- 製作工程において人員不足を原因として長時間労働となっていたため、製作の一部を外注することを企画し、グループ会社の保有する情報やSNSを活用して外注先の開拓を行った。
- 受注時に納期設定が短いことが多かったため、営業担当者による納期設定基準の見直しを行った。また、早期受注を促進すると共に、不定期に製作担当が営業に同行し、納期についても交渉することとした。
- 進行中に保留となった受注の再進行が多忙期と重なることがあるため、２か月間滞留の受注は営業担当が確認し、工程を再調整するようにルール化した。

事例２（製造業）

事業の形態

化学工業の工場（労働者約250人）

臨検監督で把握した事実

- ３６協定届の１か月当たりの上限を超え、 100時間以上の時間外・休日労働が行われている者が１名、複数月平均80時間以上が複数人いることを確認した。

労働基準監督署の指導

- ３６協定で定めた１か月当たりの上限を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- １か月の時間外労働・休日労働が合計100時間以上となっていること、時間外労働・休日労働の合計として2ないし6か月の平均が1か月あたり80時間を超えていることについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）

是正の取組

- 長時間労働となっていた原因は、①主要取引先以外にも受注が急増したこと、②人手不足が続き製造ラインの人員確保が追い付かなかったこと、③特定作業に業務が集中し、係長・リーダー層の残業時間が増加したことが原因であった。
- 経験値を有する契約社員・派遣社員を増員した。
- 生産能力を超える受注については、納期延長、受注制限も含めて取引先と協議することとした。これを定期的に行うことで繁忙期の一極集中を回避し、月ごとの負荷を平準化することとした。

事例３（製造業）

事業の形態

プラスチック製品を製造する工場(労働者約50人)

臨検監督で把握した事実

- 時間外・休日労働時間数を確認したところ、３６協定届の１か月の上限時間を超えて、100時間を超える者が１名、80時間を超える者が複数名いることを確認した。

労働基準監督署の指導

・３６協定で定めた１か月当たりの上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
・１か月の時間外労働・休日労働が合計100時間以上となっていること、時間外労働・休日労働の合計として2ないし6か月の平均が1か月あたり80時間を超えていることについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）

是正の取組

- 長時間労働となっていた原因は繁忙期に属人的な作業が発生した部署があったこと、同一部署で３名もの退職者が発生したことであった。
- 新規採用も行ったものの、以前から業務に従事していた機械オペ3名に依存した結果、その3名が1か月当たりの時間外労働の上限に抵触してしまった。再発防止のため、7月に技能実習生5名を追加で採用し、新規採用者の訓練スキームを改善してできるだけ早期の戦力化を図った。
- 繁忙期以外の時期に、作りだめを行い、1年を通した生産水準の平準化を行うことをルーティーン化した。

事例４（運送業）

事業の形態

一般貨物自動車運送業(労働者約50人)

臨検監督で把握した事実

① ３６協定届の１ケ月の上限を超えて、１か月100時間を超える者が複数名いるのを確認した。
② １日の最大拘束時間を超えていることがあること、休息時間(インターバル)が９時間未満の日があること、月の総拘束時間が改善基準告示の上限をを超えている者がいることを確認した。

労働基準監督署の指導

・３６協定で定めた１か月当たりの上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
・総拘束時間、最大拘束時間、休息時間が改善基準告示に違反していることについて是正勧告(改善基準告示第４条第１項第１号、第３号、第５号違反)

是正の取組

・デジタル・タコメーターをもともと導入していたが、労働者の日々の労働時間把握には活用されていなかったので、管理者に同機器で労働者の日々の労働時間を適切に把握させ、長距離運行の連続により勤務時間が長時間化しないように、配車計画を行うようにした。
・天候不順や渋滞等により一部勤務時間が長くなった場合には、別日の運行において長時間運行とならないように配慮し、全体の労働時間を調整するようにした。